島根県思いやり駐車場制度　過去の改正

〇利用証の有効期限を一部改正（平成２５年１月１５日）

　身体に障がいがある方などに交付している利用証の有効期限を５年間としていたが、平成２５年１月１５日から有効期限を撤廃した。

〇高齢者の交付対象者を拡大（平成２５年１月１５日）

　高齢者の交付対象者を「要介護１以上」から「要支援１以上」に拡大した。